

空自浜松基地自衛官パワハラ自殺国賠事件で勝訴・確定

静岡県支部 塩 沢 忠 和

一 はじめに

去る七月一日静岡地裁浜松支部は、航空自衛隊浜松基地の三等空曹が職場（動力器材班）の先輩隊員からのパワハラにより自殺に追い込まれた事件（国賠請求）で、ほぼ原告（遺族）請求額どおりの賠償を国に命ずる判決を下し、控訴期限の同月二五日、北沢防衛大臣が原告に面会して控訴しない旨を伝えるとともに、大臣としての謝罪の意を表明し、同日判決は確定した。

二 事件の概要

二〇〇五年一月一日三日、航空自衛隊浜松基地第一術科学校整備部第二整備課動力器材班所属の三等空曹だったS（当時二九歳）は、自宅アパートにて自殺を遂げた。Sは、同年に結婚をするとともに子どもも授かり、まさに人生の絶頂期における事件であった。

Sは、父親をはじめ叔父や従兄弟も自衛官という家庭で成長し、一九九五年の高校卒業と同時に希望に胸躍らせて航空自衛隊に入隊した。その後は順調にキャリアを重ね、二〇〇四年にはイラク特措法に基づきクウェートに派遣されて、輸送機の動力器材整備作業に従事した。

そのような経歴をたどる一方、Sは入隊直後から先輩隊員Nから「指導」と称して陰湿で執拗ないじめ（パワハラ）を受けてきた。「死ね」「辞めろ」「五体満足でいられなくしてやる」などといった暴言や、顔を平手打ちされたり工具で頭を殴られるなどの暴行を頻繁に受け続け、更には身分証の取り上げ（基地内宿舎から外出不可能となる）、反省文作成の強要、その反省文を本人の面前で先輩女性自衛官に朗読させる、禁酒命令等の、権限なき「指導」を口実とする様々なパワハラも受けた。上官らは、このような状況を把握しながら有効な対応をすることなく放置し続けた。その結果Sは、うつ病（判決の認定は「適応障害」）を発症し、自殺に追いやられた。

三 今、自衛官は…

今、自衛官の自殺が後を絶たない。約二四万人いる陸・海・空自衛隊での自殺者は、二〇〇四年に一〇〇人を超え、その後はやや減少したとはいえ明らかにされている最新（二〇一〇年度）の数でも八三人である。その自殺率は一般職国家公務員のそれに比べて約一・五倍の高率である。しかも、その多くが、自殺原因は「不明」として処理されており、本件でのSの死は、この「その他・不明」の中に埋め込まれている。防衛省の資料では、自衛隊員の自殺原因に、隊内における「私的制裁」や「いじめ」あるいは「パワハラ」は含まれていない。しかし今や、自衛官が上官や先輩隊員からのパワハラやいじめを苦にして自殺しているということは動かし難い事実である。

本件はかかる背景の中で発生したものであるが、同種事件は、私が知り得ているものだけでも四件ある。そのうちの一件が、横須賀を母港とする護衛艦「たちかぜ」の乗組員だった二一歳の一等海士が、艦の“主”的存在であった先輩隊員Nからエアガンの的にされる、わいせつビデオ代金名目で金銭を喝取されるという、陰湿且つ許し難いいじめを受けて自殺した、いわゆる「たちかぜ裁判」である。本年一月二六日横浜地裁は、いじめの事実を全面的に認め、国だけでなくN個人の賠償責任も認めながら、自殺との相当因果関係を否定し、慰謝料のみを認めた。現在、東京高裁（控訴審）に係属中である。

四 本判決の評価

①本判決は、以下の三点で評価できると考える。

第一に、加害者Nの行為の違法性を厳しく糾弾していること。

本判決は、先輩隊員Nが故Sに対して加えた数々の暴力・暴言、身分証取り上げ、反省文作成の強要、後輩女性隊員にこれを朗読させてSをことさら辱めたこと、禁酒命令等が違法であり、しかもその違法性は顕著・重大であるとする。さらに、Nの主観的意図が特段の事情なき限り指導目的であったとしても、故Sが妻の出産が間近に迫って出産休暇を申し出た時に加えた平手打ちや、反省文をことさら後輩女性隊員に朗読させたことは、「純然とした指導目的とは到底言えない」としている。このことは、実質的には、原告らが言うところの「いじめ」の存在を、部分的ではあっても認めたものと言うことができる。

第二に、Nの違法行為とSの自殺との相当因果関係を明確に認定したこと。

被告らは、Nには故Sの自殺について予見可能性がないことを理由に、Nの行為とSの自殺との間に相当因果関係はないと主張した。しかし本判決は、故Sの自殺はNの違法行為から通常生じ得る事柄であり、通常損害であって特別損害ではないとした上で、「特別損害について帰責するためには特別事情について予見可能性を要するという観点から、被告Nに亡Sの自殺について予見可能性がなければ相当因果関係が存しないということではできず、被告らの主張は採用することができない。」と、被告らの主張を明確に退けた。海上自衛隊たちかぜ裁判での本年一月二六日横浜地裁判決が、護衛艦内でのいじめを明確に認めながら、予見可能性がないことを理由に自殺との相当因果関係を否定したこととは対照的である。

第三に、被告国の過失相殺の抗弁を一切認めなかったこと。

被告国は、裁判の最終局面で、私生活上の問題も自殺の原因になっているとか、職務における積極性の欠如や能力不足故にNからの厳しい指導を受けたとして、これを理由に過失相殺を主張するに至った。しかし本判決は、「過失相殺をすべきほどの事情と認めるに足りない」とこれを否定し、結審直前に公務災害としての認定があったことからその損益相殺のみを認め、損害額としては、原告らの請求をほぼ全面的に認定し、被告国に対し八〇〇〇万円余りの賠償を命じた。自衛隊員のいじめ（パワハラ）自殺事件で、公務災害の認定を勝ち取り、且つ国賠請求で上記のごとき高水準の賠償をも勝ち取ったことの意義は大きいと思う。

②しかし一方、本判決は、上司である SHOP 長及び課長の安全配慮義務違反に関しては、被告Nの行為が他者の目につかないようになされていたため、Sの心身に過度の負荷が生じていたことを予見できなかったとの理由でこれを認めなかった。原告らは、単にNのいじめだけが問題なのではなくこれを放置してきた上司にも重大な責任があると考えただけに、本判決のかかる認定には納得できない。今なお年間一〇〇人近い自殺者が出る自衛隊においてこれを防止するためには、職場における人間関係や職務実態に十分目を配り、部下の心身の健康状態を常に安全に保つべき上司の責任こそが問われなければならない。

五 自衛官の人権を守ることの意義

自衛隊は、日本国憲法の下では存在自体が許されない組織であり、かかる組織に属する自衛官の人権を守る取り組みに我々団員がかかわることには、違和感を覚える団員も多いかと思う。私自身、遺族から代理人要請を受けた当初はそうであった。しかし、自衛隊という存在をどう見るかはともかく、今自衛隊は我が国最大の「役所」であり、年間予算約四兆円、職員総数二六万人の「労働現場」である。その労働の場で、労働者たる自衛官にとってまことに苛酷な事件が繰り返し発生していることを、私たちは放置するわけにいかない。

自衛隊が違憲の存在であることと、現実に自衛隊の中で働く隊員の基本的人権を守るということは、全く次元を異にする問題である。

「自由法曹団通信第 1392 号」(2011 年 9 月 11 日発行) 掲載
2012 年 9 月 10 日ホームページ掲載用に一部修正